

# おおぎ・扇揚苑居宅介護支援事業所利用料金表

令和8年6月1日現在

## 3. 利用料金

(1) 利用料 居宅介護支援利用料は介護サービス提供開始以降1ヶ月あたり下記のとおりです。但し、要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されますので自己負担はありません。無料です。

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付が直接事業者を支払わない場合があります。その場合は1ヶ月につき下記の金額をお支払いいただきますが、当事業所が発行するサービス提供証明書を後日市役所又は町役場に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(6級地 地域区分単価10.42円)

		(単位数) 1単位10.42円	利用料	
居宅介護支援費 I	要介護 1・2	1,086	1月	11,316円
	要介護 3・4・5	1,411	1月	14,702円
特定事業所加算 (II)		+421	1月	4,386円

※看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等を実施し、算定要件に該当する場合は、上記居宅介護支援費を算定します。

【その他加算】 ※該当する方のみ次の金額が加算されます。

(6級地)

		(単位数) 1単位10.42円	利用料	
初回加算	1月につき	+300		3,126円
入院時情報連携加算 (I)	1月につき	+250		2,605円
入院時情報連携加算 (II)		+200		2,084円
退院・退所加算 (I) イ	入院又は入院期間中1回を限度	+450		4,689円
退院・退所加算 (I) ロ	入院又は入院期間中1回を限度	+600		6,252円
退院・退所加算 (II) イ	入院又は入院期間中1回を限度	+600		6,252円
退院・退所加算 (II) ロ	入院又は入院期間中1回を限度	+750		7,815円
退院・退所加算 (III)	入院又は入院期間中1回を限度	+900		9,378円
ターミナルケアマネジメント加算		+400		4,168円
緊急時等居宅カンファレンス加算	1月に2回を限度	+200		2,084円
通院時情報連携加算	1月に1回を限度	+50		521円

(2) 交通費 通常の事業の実施地域の場合は無料です。

通常の事業の実施地域を越える交通費	事業所の実施地域を越えた地点から、片道10キロ未満	120円
	事業所の実施地域を越えた地点から、片道10キロ以上	180円

(3) 解約料 契約後、利用者の都合により解約した場合、下記の料金を頂きます。

- 契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合 --- 利用料の半額
- 市又は町役場への居宅サービス計画の届出が終了後解約した場合 --- 解約料金は一切かかりません。